

続・「妃」にかんする一、二のこと

——尊子内親王と「火の宮」考——

土居奈生子

一 はじめに

前稿「妃」にかんする一、二のこと——昌子内親王の考察を通じて——において、「妃」の語の読みや使用について検討し、昌子内親王が令制の妃であるのではないかと結論づけた^①。課題が多く残ったが、この前稿をふまえ、さらに補足を行いながら、本稿ではやはり「妃」を鍵語に尊子内親王と、彼女が『大鏡』『栄花物語』において「火の宮」というあだ名で世の中の人々から呼ばれたという点について考えてみたい。

かつて尊子内親王については、『源氏物語』の登場人物である女三宮の出家を考察した際にとりあげたことがある。しかし昌子内親王の場合とは異なり、論者自身が詳細に生涯を考察し検討を加えたわけではない。そこで安西迪夫氏の研究を参考にしながら、史料もまじえ尊子内親王の略歴を簡略に示す。父は冷泉天皇、母は藤原伊尹女懷子で第二皇女。康保三年（九六六）の誕生。誕生したときは、いまだ父は東宮であったが、翌年、祖父になる村上天皇の崩御により父が即位、それに伴い母は女御に、尊子は内親王となる（二歳）。

同母姉・宗子内親王、同母弟・花山天皇。安和元年（康保五）、齋院に卜定され、潔斎をへて年末、宮中の「初齋院」に入る。この時、初齋院とされたのは「左近衛府」とされる。安和三年（天禄元・九七〇）、本院への渡御は五歳のときであった。この間、父が讓位し、同母弟の円融天皇の御代となるが、齋院の交替はなかった。母懷子の死により齋院を退出、「東院」へ移る。この東院は、祖父にあたる藤原伊尹の邸宅、東一条家とされる。十歳。貞元三年（天元元・九七八）、姉・宗子内親王が三品、尊子内親王は四品に叙される。天元三年（九八〇）、十五歳のとき円融天皇のもとへ入内。直廬は麗景殿であった。十月に入内し、十一月に内裏が火災に見舞われ、「本家」へ避難する。天元四年正月、二品に叙される。天元五年正月に新造内裏へ参入、直廬は承香殿となる。四月に一旦、退出するが、退出中に自ら髪を切ったという噂がたつ。十一月に再び内裏が火災に見舞われ、その際、尊子内親王は「本家」へ避難することから、時期はわからないものの再び参内していたことがわかる。だが右の退出以降、参内やそれを確認できる記録は見あたらない。永観二年（九八四）に出家したと推測され、寛和元年（永観三）五月に

薨去。二十一歳であつた。『三宝絵』は出家した尊子内親王へ源為憲が奉つたとされる。

二 前稿の補足——為子内親王と昌子内親王——

前稿では昌子内親王が令制の妃である可能性をいくつかの点から検討した。その中で為子内親王ほか妃に任じられた女性達と、昌子内親王の、国史あるいは『日本紀略』（以下、『紀略』とする）における記事中の「妃」の使用が同じではないかと着目した。「妃」の語の読みにこだわりすぎたため、この点をもう少し検討するべく為子内親王の『紀略』の記事を再掲する。

○寛平九年（八九七）七月二十五日条

以_レ無品為子内親王_二叙_三三品_一。為_レ妃。

左に、こちらも前稿にあげ、再掲になるが、『諸官符案宣旨方』（伝）壬生本、以下、『諸官符案』とする）の文書を載せる。

太政官府_{（傳）} 中務式部民部宮内等省

三品_{（傳）} 子内親王

右大納言正三位兼行左近衛大将藤原朝臣時平宣

奉 勅以件内親王定為妃者省承知府到奉

行

——藤原朝臣枝良 遣唐録事從七位上守左少史——

寛平九年七月廿五日

前稿では、『古事類苑』に掲載されていた文書を引用した。だが、『古事類苑』自体が右の文書を『諸官符案』から引用したようなので、今回は、宮内庁書陵部蔵の『諸官符案』から、その文書を引用する。本書は現在、国文学研究資料館の新日本古典籍総合データベースに書誌詳細と画像がおさめられており、画像の23枚目（右半分）に上のようにあるのを確認できる。これより先に、この文書は『皇室制度史料 后妃三』に活字としておさめられているので、こちらも参照しながら論者が脇へカッコ書きを行った。

『諸官符案』は、公文書集といったもので宮内庁書陵部蔵の（伝）壬生本は、室町時代の写しとされている。紙幅に余裕がないので、ここでは為子内親王が妃に任じられる際に、太政官符が発せられたことをまずおさえない。加えて「奉勅」の語が文中に含まれるので、勅命、つまり「寛平」の年号から宇多天皇の勅命を、役所間で伝える文書の発給が行われたのである。当然、本人に伝えるための文書（あるいは口頭で伝える場合を含め）、使いも発せられたはずである。現在、歴史学において為子内親王が天皇の妃として最後の例とされるのは、ひとえに上の文書の存在が大きいのであろう。

官符や宣旨全般には、「奉勅」と「上宣」の二大別があるとされる。天皇の命令を伝える、あるいは太政官の決定が勅裁によるもの、つまり前者の場合、作法をともなう捺印（請印）が必要で、文書作成に時間と手間がかかる。その捺印をへて、出来上がった文書が、

宛所（右の文書の場合ならば、中務省、式部省、民部省、宮内省など）へ下される。捺印に手間と時間がかかることを考慮すれば、複数の役所へ下す場合は、原本を太政官で保管し、役所の数だけ写して伝達していることもあるう（そうした写しがさらに写されて『諸官符案』へ写されたことも考えられる）。

一方、「上宣」の場合、「奉勅」の語が無く、太政官を代表する上卿（当該事項を担当する公卿）の判断にもとづく命令とされる。捺印などを必要としないため手軽なものとして平安時代初期から用いられた始めたという⁷⁾。これら歴史学の古文書にかんする研究を、論者の関心であるキサキへ落とし込めば、令制の妃は、天皇の命令により任じられ、「奉勅」の語がある太政官符が発給、関係各所へ下達される。女御や更衣など令外のキサキは公卿に後見、もしくは後見勢力に協力する人物があれば任じられ、「奉勅」の語が無い、いわゆる（官）宣旨が発給されるということになるうか。つまり、妃は天皇の要請、女御・更衣は家の意志（遺志）により入内するのである。これについては別の機会に論じたい。

話を『紀略』と『諸官符案』の引用に戻すと、両者は日付の点で一致している。公文書集である『諸官符案』は為子内親王を妃に任じる太政官符（あるいはその写し）を参照しているのにならして、国史にちかい『紀略』では叙品にかんする記事も加わっており、叙品と妃に任じられたことの両方を記録したもの、あるいはそれぞれを記録したものを参照しているかと推測される。宇多天皇から醍醐天皇への御代であるから、『新国史』の記述がもたっているか

と考えられるが、ここでは無品の内親王が叙品により三品となり、妃の条件を満たした上で妃に任じられた、という手続きを後世へ伝えることが重視されたのかもしれない。

『紀略』には、同じ寛平九年の同じ七月に、為子内親王の参内の記事も載せている。参内↓叙品↓妃という為子内親王の身の上に起こったこれらの出来事は、同時期に元服、即位する醍醐天皇（皇太子・敦仁）のために、父である宇多天皇（上皇）が差配したのは疑いの余地がない。

次にこちらもまた再掲になるが、『九曆』逸文を次に確認したい。
○天曆四年（九五〇）六月十五日条

延喜天皇始加元服之夜、東院后御女妃内親王并今太皇太后共欲参入、而法皇承母后之命、被停中宮之参入也、其後彼妃内親王不幾而依産而薨

右の箇所は、この後、産後に亡くなった為子内親王の死因として、藤原穩子の母方の霊が取り憑いたという「浮説」を班子女王が耳にしたという内容が続く。そのため『源氏物語』研究において藤壺入内の際によくとりあげられる。前稿においては、傍線部「妃内親王」の読みにこだわってしまったが、本稿ではこちらが藤原師輔から村上天皇への報告内容であったことに注目したい。師輔は、この日、参内し、村上天皇の御前で、娘で村上天皇の女御である安子に生まれた憲平を皇太子に立てるため、立太子の先例を挙げていた。自身の叔母であり、村上天皇の母で、この時、太皇太后（職は中宮職のまま）であった穩子所生の保明親王が幼少にて皇太子になる、

という文脈に先の引用箇所は含まれている。

村上天皇は、この時、確実に自分の父・醍醐天皇のもとへ母・穩子が入内する前に、父にとつては叔母にあたる為子内親王が妃として入内していたことを知った。この点を重視すれば、皇太子・憲平へ昌子内親王が入内の際には、順番は異なれど為子内親王と同様の手続き、先に考察した現在の我々でも推測できる最低限のそれを行っていたよう。

もちろんこの師輔の報告時は、生まれたばかりの憲平へ昌子内親王を嫁がせようとするまでは考えなかったであろう。兄で昌子内親王の父・朱雀上皇は存命していたからだ。しかし、憲平の数ヶ月前に生まれた昌子は、五月に母・熙子女王を亡くしていた。父・上皇、祖母・太皇太后もその後、数年して崩御する中で、叔父である村上天皇は昌子内親王の行く末を考える立場となった。内親王の入内例も含め、先例を調査し、その際、近き世の為子内親王の記録は残っているものが多かったはずで、いわゆるモデルロールとし参考にしたことだろう。

○応和三年（九六三）二月廿八日条

於紫宸殿有皇太子元服（十四）。…（中略）…今夜。太子納故朱雀院皇女三品昌子内親王_レ為_レ妃。母先坊保明親王之女也。
〔紀略〕

右も再掲となり恐縮だが、この婚姻の差配は皇太子の父である村上天皇である。先の宇多天皇と状況は酷似しており、村上天皇の命令、つまり勅が下され、太政官符などが発せられ、昌子内親王が、令や

式にある「妃」に任じられたと考えられる。公文書の原本はもちろんのこと写しなども今は失われてしまっているが、そのような手続きがとられたために、『紀略』において為子内親王の条と同様に、「為_レ妃」という表現が使われているよう。

異なるのは憲平が皇太子のまま、昌子内親王が「天皇の妃」ではなく、「皇太子の妃」であること。同時に昌子内親王の場合、皇太子の妃（＝「東宮妃」）とは、皇太子の嫡室をも指しているよう。

故に「天皇の次妻」に甘んじることなく、夫である憲平が天皇即位の前に皇后に冊立され（るといふ論理がはたらい）たのであり、『権記』に見える崩御時の略記に「康保（_⑬）年為東宮妃、太子登極之時、立為皇后」と記されるのである。

前稿に補足して、私見を述べるなら以上のようになる。昌子内親王は、管見によれば『榮花物語』においてのみ、「女御」と呼称されている^⑩。これは『榮花物語』の側の問題であろう。誤りか、意図的なものか、どちらかと言えば後者と考えるが、この点についても別の機会に論じたい。

後節でもとりあげるが、今西祐一郎氏は、『源氏物語』の藤壺が妃であったのではないかと論じた際に、入内した歴代の内親王をとりあげ、昌子内親王についても考察をしている^⑪。今西氏は、冷泉朝の皇后（つまり昌子内親王）が皇后立后以前に女御でなかったことを確かめるとし、『榮花物語』（巻一、月の宴）を引用した後、歴史的には憲平の天皇即位前に昌子内親王が立后したことにふれ、引用中の用例の「女御」は、「東宮女御」であり、「冷泉天皇の後宮にお

いては、昌子内親王は当初から皇后だった」として¹²⁾いる。つまり「天皇の後宮では女御」でなかったと言いたいのであるが、同じ冷泉天皇の後宮で、藤原懐子が昌子内親王の立后と同日に、それまでの「皇太子更衣」（『紀略』）から「女御」（『紀略』）へスライド式に転上しているのを鑑みれば、この説明はかなり苦しいものがある。昌子内親王にかんする調査が不足してしまっている点はいなめない。

三 尊子内親王の場合

前節を踏まえて、尊子内親王が円融天皇のもとへ入内したときに、妃であったか検討してみたい。

○天元元年（九七八）五月九日条

位記請印。三品宗子内親王。四品尊子内親王。（『紀略』）

○天元三年（九八〇）十月廿日条

前斎院尊子内親王始參「候麗景殿」。〈冷泉院皇女也〉。（『紀略』）

○同天元三年 十一月廿二日条

賀茂臨時祭。奏「宣命」之間。從「主殿寮人等候所」。火焰忽起。

天皇御「中院」。女御遵子移「左近府少将曹司」。一品資子内親王

移「縫殿寮」。前斎院尊子移「本家」。此間。諸殿舍悉焼亡。所「残

采女町。御書所。桂芳坊等也。（『紀略』）

○天元四年（九八一）一月十日条

前斎院尊子内親王叙「二品」。（『紀略』）

●天元五年（九八二）一月十九日条

「二品宮」被參人、以承香殿為直廬、初被候麗景殿（『小右記』）

●同天元五年 四月三日条

降雨、早朝退出、伝聞、「二品女親王今夜退出、是依光昭卒去、俄以被出云々、依婦忌日、半夜出云々、（『小右記』）」

●同天元五年 四月九日条

伝聞、「二品女親王（承香殿女御）、不使人知、密親切髪云々、（『小右記』）」

○同天元五年 十一月十七日条

夜寅剋。内裏焼亡。火起「宣耀殿北廂」。…（中略）…。前斎院尊子内親王出「御本家」。（『紀略』）

第一節にて示した略歴の内容と重複するので、古記録類の引用は検討に必要な部分にとどめる。

尊子内親王は、父が天皇に即位したタイミングで、幼くして内親王宣下があった。このときの品階は無品である。入内よりずっと前十歳のときに、四品に叙されている。これにより令制の妃としての要件をみたしているのであるから、『紀略』などに「為妃」という表現を管見できないが、十五歳での入内に際しては妃に任じられ、諸手続きが行われたと考えるのが自然である。四品、さらに二品という二度にわたる叙品は、父の同母弟である円融天皇の御代のことであるし、入内したのも円融天皇の後宮である。前節の昌子内親王は、円融天皇の御代の途中まで皇后、その後、皇太后へと転上し、生きる先例として円融天皇の身近に存在している。

尊子内親王の父・冷泉上皇は存命していたし、同母弟・師貞は皇太子であった。入内の前年、天元二年六月に、円融天皇の中宮・藤

原皇子は崩御している。皇后不在の後宮に、妃が置かれれば地位としてはナンバーワンになる。身分・出自もほかの女御と比し、別格であることはいうまでもない。

第一節で参照した安西氏は、論考では、入内の経緯は「不明」としている⁽¹⁴⁾。また、円融後宮の中で、尊子がいかなる地位にあったかには言及していない。

第二節で参照した今西氏は、続く論考において尊子内親王をとりあげ「火の宮」に「妃の宮」がかかっているのではないかと、尊子内親王にかんする記述が見られる用例調査を幅広く行った⁽¹⁵⁾。本節に、年月日の前へ○ないし◎をつけ引用した箇所をふくめ「紀略」記事では、「前斎院尊子内親王」、●をつけ引用した「小右記」記事では「二品女親王」とされて「女御」とは書かれていないことを確認している。特に、◎の同じ引用文中に「女御遵子」とあるところから、尊子内親王に「女御」がつかない点を強調する。逆に「大鏡」、「大鏡裏書」、「小右記」の割り注に「女御」とある箇所を指摘している。「小右記」の割り注記述については「大日本史」に存疑が示されていることにふれ、用例として除外している。

「小右記」については、近接する箇所で複数例の「二品女親王」と「二品宮」が見られるため、論者も割り注の「承香殿女御」は後人補入と考える。念のため、論者が「小右記」の天元五年一月から二月をひもといてみたところ、この時、冷泉上皇の女御・藤原超子を「院女御」、円融天皇の女御・藤原遵子を「太政大臣女御」、円融天皇の女御・藤原詮子を「梅壺上」「梅壺」と記している例を見いだ

した。内裏に与えられた殿舎名に「女御」をつけて人物を表すことがそもそもなされていない。この点に加えて同年一月には、尊子内親王が参入した殿舎が明記されていることから、「承香殿女御」とは、これを参照した後人の補入と考えるのが自然であろう。

今西氏は、「紀略」の尊子内親王の逝去の記事に見られる注の「上皇妃」、「本朝文粹」に慶滋保胤作の四十九日願文の文中にある「後ノ太上皇之妃」を示しつつ、後宮制度上の「妃」であることに間違いのないとする。尊子内親王が令制の妃であると結論づける際、「本朝文粹」の他の人物の願文での表現と比較検討しているので妥当であろう。

論者から後押しするならば、尊子内親王が逝去した永観三年（八九五）の前年、永観二年八月に夫・円融天皇は、甥で、尊子内親王の同母弟である皇太子・師貞（花山天皇）へ讓位する。このとき藤原遵子がすでに皇后にあり、皇太后は昌子内親王であった。遵子は、天元五年（九八二）三月には立后するので、そこから尊子内親王は「天皇の次妻」としての「妃」と位置づけられたと考えられる。この位置づけが、円融天皇の讓位後も遵子は皇后のままであったから逝去時の「上皇妃」、「太上皇之妃」という表現へとつながるのである。

だが、遵子が立后し、尊子内親王が「天皇の次妻」としての「妃」と位置づけられた、この年の四月に髪切り騒ぎがあり、十一月には内裏が再び火災に見舞われ、彼女もまた焼け出されるのであった。その後、参入の記録はなく、出家し、短い生涯を閉じる。「天皇の

次妻」とはいえ、その後宮での生活は察するにあまりある。

以上のように考えてみると、『大鏡』、『大鏡裏書』に確認される尊子内親王を指す「女御」であるが、第二節に述べた、昌子内親王を「女御」とするのが『栄花物語』のみ、という現象と酷似している。また近い時期の例として参考にした為子内親王は、現在の歴史学において妃とされているにもかかわらず、『栄花物語』における醍醐天皇の後宮のくだりでは、その存在が一切語られていないことも見逃してはならない。

四 「火(ヒ)の宮」は「妃(ヒ)の宮」とかか るだけか

繰り返しになるが、尊子内親王は、『大鏡』や『栄花物語』に「火の宮」とあだ名されたことが伝えられる。その「火の宮」に「妃の宮」がかかっているのではないかと指摘したのは、既出の今西祐一郎氏である。今西氏の関心は、『源氏物語』に登場する、桐壺帝の後宮へ最後に入内した藤壺が物語内の世の中の人々から光源氏と並び称されて、「光る君、かかやく日の宮」と呼ばれた、その「日の宮」に「妃の宮」がかかっているのではないかと、という点から始まり、尊子内親王にいたっている。「日の宮」がそもそも「妃の宮」ではないかという指摘は、すでに北山蹊太氏によることも今西氏は紹介している¹⁷ので、北山氏の着眼点をすくなく発展させたわけである。また根拠とする用例を『うつほ物語』の嵯峨院の小宮が「妃」となり「妃の宮」と称されるという原田芳起氏の読みに

見いだしたため¹⁸、原田氏の読みを評価することにもつながった。現在、『うつほ物語』における小宮の該当箇所本文は原田氏の読みが定説になっている。

論者も『源氏物語』の「日の宮」に「妃の宮」がかかっている、『大鏡』『栄花物語』の「火の宮」に「妃の宮」がかかっている、という今西氏の指摘を否定するつもりはない。むしろ、かかっているのではないかと考え、支持しつつあれこれ検討してきた。だが、今西氏が根拠とした『うつほ物語』では、作り物語として当時の慣習を利用し、登場人物の呼称を創出している感がある。そのため作り物語に用例を見だし、根拠とするのは少し説得力に欠ける。実際に、増田繁雄氏に代表される反論²⁰にあう。

まず「妃の〜」という形の用例を、国史をはじめとした古記録類その中の歴史上の實在の人物に求める必要がある。これは、本稿第二節に引用した『九曆』逸文中の為子内親王を指す「妃内親王」が該当する。「妃の内親王」、読みは「ヒノヒメミコ」ないし「ヒノヒメミヤ」、あるいは「ヒノナイシンワウ」のいずれかであろう。直前の「東院后」、班子女王には光孝天皇との間に、宇多天皇ほか男親王が二人、「御女」が四人あったから、その中から為子内親王を特定するために、『九曆』の書き手である藤原師輔は「妃」を冠している。

実在した、令制の「妃」である為子内親王が、「妃の〜」と周囲から呼称されるのであるから、同じ令制の「妃」と考えられる尊子内親王、『うつほ物語』の嵯峨院の小宮、『源氏物語』の藤壺につい

ても「妃の宮」と周囲から呼称されていた可能性は十分にある、ということである。

加えて、これもまた論者が考察した昌子内親王の呼称のあり方⁽²¹⁾からすれば、身近な人間は「妃の〜(つまり「妃の宮」)とは呼ばないだろう。藤原師輔が、藤原穩子の甥であり、班子女王、為子内親王とは対立する関係にあるように、「妃の宮」は身内以外の、広く「世の人々」が用いる類いの呼称といえよう。しかも同じ後宮内に定員の二人を満たす内親王の妃がいれば、「妃の宮」と呼んでも二人を区別できない。一人であればそもそも「妃の宮」と、わざわざ「妃」を冠して呼ぶ必要もない。「妃」を冠することで、劣等感をいなく存在(書き手)なり(読み手)がいるならば、用いること自体、避けるのではなからうか。用例の少なさは、こうした背景があるように思う。

次に、論者の腑に落ちない点は、中古、つまり平安時代にはいわゆる上代特殊仮名遣いが統合され、上代に甲乙と区別されていた「ヒ」の音についても同音となつてゐることである。つまり尊子内親王に対して、世間の人々が「火の宮」と不名誉なあだ名として呼ぼうと、「ヒノミヤ」と口にしてゐる限りにおいて、「妃」と「火」あるいは「日」との区別がつかない。あだ名として効果がなく、成立していないのではないか、という点にある。

前稿で確認したように、「妃」の漢字は、「火」(乙類)の仮名として上代に使われていた可能性がある。そのため、「妃」と「火」はそもそも同音であり、「妃の宮」と世間から称されていた(であ

ろう)尊子内親王が「火の宮」とあだ名されること自体には、上代特殊仮名遣いの統合も関係なく、「妃」に「火」がかかつてゐる、と主張することは現在の我々に可能だ。だが、内裏火事からまもない頃に、尊子内親王を「ヒノミヤ」と世の人々が口端にしたとて、それ以前から「妃の宮(ヒノミヤ)」と呼ばれていたり、呼ばれることが想定されたり、といった状態であれば、あだ名「火の宮」への連想がすんなりいかないのではないか、ということである。

私見を示せば、「火の宮」は①(ヒノミヤならぬ)ホノミヤ」と発音されて、尊子内親王のあだ名として人々にささやかれた。同時に②「火のみや」、「のみ」の助詞は限定を意味し、「や」は疑問・反語の助詞で、現代語訳すれば「(妃でなく)火だけではないか」という裏の意味をもち、尊子内親王を追い詰めたのではなからうか。上代より「火(ヒ)」は「木(キ)」と同様に、単語の合成、つまり語構成の点から、単語の後に他の要素が付いて一語を作る場合に、母音「i」が「o」へ交替し、語形が変化する⁽²²⁾。

★語基一つで単純語 ↓ 合成語

☆(単純)「火(ヒ)」↓(合成)「火中(ホナカ)」「火の穂(ホノホ)」「火群(ホムラ)」

☆(単純)「木(キ)」↓(合成)「木の葉(コノハ)」「木漏れ日(コモレビ)」

右の用例の(単純)とした単純語の状態を「露出形」、(合成)とした、単純語の下に他の要素が付いて一語となった状態を「被覆形」という。実際に、「火」の語基の前に、別の語基などがあり合

成語となつて「ヒ」のまま露出形に発音される用例と、「火」が別の語基などの前にきて合成語となつて「ホ」と被覆形に発音されたことを示す仮名表記の『古事記』（景行）の用例を、左に引用する。

佐泥佐斯 佐賀牟能袁怒邇 毛由流肥能 本那邇邇多知豆 斗
比斯岐美波母

さねさし 相模の小野に 燃ゆる火の 火中に立ちて 問ひ
し君はも²¹⁾

現代語においても「炎（ホノオ、上代ではホノホ）」のように残っている用例もある。

次に、今、問題にしている中古での用例として、『紫式部日記』のものを左に引用しよう。

御膳まありはてて、女房、御簾のもとにいであたり。火かげき
らきらと見えわたる中にも、大式部のおもとの裳・唐衣、小塩
の山の小松原を繡ひたるさま、いとをかし²²⁾

右の本文は、萩谷朴氏の『紫式部日記全注釈』、「二一 御膳まありはてて」から引用している。同書の凡例によると、底本に宮内庁書陵部蔵黒川本を用い、ほか六本を参照して本文校訂がなされている。「校異」後の、「逸文」には「紫式部日記絵詞」（引用箇所の場合は、蜂須賀本）の翻字が収められており、参照すると「ほかけ」と平仮名書きされている。「火」を「ヒ」のみならず、条件により「ホ」と発音する規則性が長きにわたり継承されていたことを確認できる。

一方、同じ語構成でも「火の国（ヒノクニ）」（『古事記』（景行）のように露出形のまま、あるいは中世や近世の平仮名書き用例に被

覆形の「火の粉（ホノコ）」が確認されるのに、日葡辞書に「Finoco」や現代語では「火の粉（ヒノコ）」と露出形に戻ってしまう場合もある。

以上のような「火」の発音や表記をふまえると、「ヒノミヤ」の「ヒ」には「妃」と「火」をかけることができるが、発音上の区別がつかず効果的でない。そこで当時の人々は、書物（紙）の上には「火」と表記して、口に出して読む（呼ぶ）際にはわざわざ「ホノミヤ」と発音して、「火」の意味だけになる呼称をあた名として用いた、というところではないだろうか。加えて、もとの呼称「ヒノミヤ」へ戻つて考えるとき、そこには「火だけではないか」という散文がたちあがるのである。

五 むすびと今後の課題

本稿は、前半において前稿に補足をしながら、昌子内親王、尊子内親王がともに令制の妃であることを確認してきた。その際、後半で大きくとりあげる今西氏の二つの論考についても検証するかたちになった。後半は、『大鏡』『栄花物語』が伝える、尊子内親王が「火の宮」とあた名されたことについて、今西氏が「妃の宮」がかかっているのではないかと提唱した点を一歩すすめて、「ホノミヤ」と発音して、「火」の意味だけになる呼称をあた名として用い、「ヒノミヤ」へ戻ると、そこには「火だけではないか」という散文が見えてくる、と考えた。

『源氏物語』をはじめとした作り物語を研究したいという志から

行ってきたが、いわゆる人物論とは異なり、平安時代の後宮(制度)を考え昌子内親王、尊子内親王の位置づけを行った。それぞれの書(物)がどのように書かれるのかを考えることでもあり、歴史学の古文書学へも片足を突っ込んでいる。三人の内親王のうち、尊子内親王がどのような半生をおくったのかを考える作業でもあった。架空の登場人物とは異なる、実際に生きた人間を考えるのも材料は同じ、現在残された本文である。日本語の変化や表記上の問題からもアプローチした。それぞれの分析手法が適切なものか、引き続き検討する必要がある。

今回の論考を通じて、感触として得られたのは、『源氏物語』、『栄花物語』では令制の妃という存在そのものを語らない(語りたがらない)姿勢、方針のようなものが底流にあるのではないかとという点である。『大鏡』もそこに含まれるかもしれない。そして三つの作品で語られる後宮というものが実際の後宮にちかひものなのだと、長年、自らが思い込んできたのではないかとということ。村上天皇の頃から内裏が火事に見舞われ、天皇が後院へ移ったり、円融天皇にいたると里内裏がもうけられることを考え合わせると、なおさらである。

今後は、この三人の内親王について引き続き検討する。それとともに、そこに藤原穩子の考察結果も加え、『源氏物語』、『栄花物語』の後宮であったり、藤壺、藤原彰子を考察することになる。それをふまえ、なぜ藤原彰子が「大宮」と多くの書物に書かれ、多くの用例を有するに至ったかを考えたい。

『日本紀略』の本文引用および参照は、『日本紀略 前篇』(新訂増補国史大系十、吉川弘文館、一九六五年五月)ならびに『日本紀略 後篇』(新訂増補国史大系十一、吉川弘文館、一九六五年八月)による。割り注を必要に応じて(〜)でくり示した。

『諸官符案宣旨方』(伝 壬生本)の本文引用および参照は、国文学研究資料館の新旧日本古典籍総合データベースならびに宮内庁書陵部編纂『皇室制度史料 后妃三』(吉川弘文館、一九八九年三月)による。

『小右記』の本文引用および参照は、東京大学史料編纂所編纂『小右記 一』(大日本古記録、岩波書店、一九五九年三月)による。本文を引用する際には、本書の諸本間の異間をもとに論者が改訂し、割り注を必要に応じて(〜)でくり示した。

注1 拙稿「妃」にかんする一、二のこと―昌子内親王の考察を通じて―

(『成蹊國文』第五十五号、二〇二二年三月)

2 拙稿「六条院における女三宮の出家―朱雀院の視座から―」家と血のイリュージョン(叢書 想像する平安文学 第6巻、勉誠出版、二〇〇一年五月)

3 安西迪夫「歴史物語と尊子内親王」『歴史物語の史実と虚構―円融院の周辺―』(悠楓社、一九八七年三月) 第一篇。

4 宮内庁『皇室制度史料 后妃三』(吉川弘文館、一九八九年三月)

5 注1の前稿にも引用したが、『国史大辞典』(吉川弘文館)の「妃」項、執筆担当・米田雄介の解説文中の「平安時代前期の醍醐天皇の妃が子内親王の薨去後は、天皇の妃が置かれた例はない」とする見解など。

6 「宣旨」項、執筆担当・土田直鎮(『国史大辞典』吉川弘文館)をはじめとし、日本歴史学会編『概説 古文書学 古代・中世編』(吉川弘文館、一九八三年五月)、日本古文書学講座 第三巻 古代編Ⅱ(雄山閣、一九七九年八月)、土田直鎮「内侍官について」(『日本学士院紀要』第十七巻、第九号)を適宜、参照した。

7 注6に同じ。

8 「九曆」の本文引用および参照は、『九曆』(大日本古記録、岩波書店、

- 一九五八年七月)による。
- 9 『権記』の本文引用および参照は、『史料纂集 権記』第一、第五十七卷(統群書類従完成会、一九七八年十二月)。引用箇所のカッコは欠字部分。記述内容の誤り、欠字の補足として脇書きをした。
- 10 拙稿A(『大宮』考)古記録・史料に見る昌子内親王―(『名古屋大学国語国文学』110、二〇一七年十一月、ならびに拙稿B(『大宮』考)仮名文学作品に見る昌子内親王―(『名古屋大学国語国文学』111、二〇一八年十一月)を作成する際、行った用例調査による。
- 11 今西祐一郎「かかやくひの宮」考(『文学』第五十巻、第七号、一九八二年七月)
- 12 注11、七八頁。
- 13 注1の拙稿参照。
- 14 注3、十七頁。
- 15 今西祐一郎「火の宮」尊子内親王―「かかやくひの宮」の周辺―(『國語國文』第五十一巻、第八号、一九八二年八月)
- 16 注11ならびに注15の今西論。
- 17 注11、八三頁。
- 18 注11、八四、八五頁。
- 19 拙稿「うつほ物語」における「あて宮」創出(『情報表現論集』2、一九九九年三月)
- 20 増田繁夫「源氏物語の藤壺は令制の(妃)か」『源氏物語と貴族社会』(吉川弘文館、二〇〇二年八月)第一章第三節。
- 21 注10の拙稿AならびにBを参照してほしい。
- 22 大野晋『上代仮名遣の研究』(岩波書店、一九五三年六月)にて、大野氏は、万葉仮名「妃」は『日本書紀』中に一例しか確認出来ず、かつ写本間では「妣」の字を用いる方が多いが、誤写の可能性は少なく、「妃」が正しい用字と断じている。同書二六頁。また有坂秀世「國語にあらはれる一種の母音交替について」『國語音韻史の研究 増補新版』(三省堂、一九五七年十月)に、『古事記』の「火」清音には乙類の仮名が、『万葉集』の「火」濁音にも乙類の仮名が用いられていることなどから、『日本

- 書紀』(神代・上)の「手火」の「火」に「妣」が用いられている点を「違例」と疑問を呈している。四六頁。
- 23 有坂秀世「國語にあらはれる一種の母音交替について」『國語音韻史の研究 増補新版』(三省堂、一九五七年十月)を参照。
- 24 『古事記』の原文ならびに訓み下し文の引用は、山口佳紀・神野志隆光校注・訳『古事記』(新編日本古典文学全集 小学館、一九九七年六月)による。
- 25 『紫式部日記』の本文は、萩谷村『紫式部日記全注釈』(角川書店、一九七一年十一月)による。

(どい・なおこ) 本学全学教育講師)